様式第１号（第５条関係）

申請年月日　　　　　年　　月　　日

（宛先）岡谷市長　　様

岡谷市移住支援金交付申請書兼実績報告書

岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第５条第１項に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | フリガナ |  | 生年月日 |
|  | 氏　　名 |  | 年　　月　　日 |
|  | 住　　所 | 〒 |
|  | 電話番号 |  | 携帯番号 |  |
|  | メールアドレス |  |

２　移住要件確認事項

・就業者及び創業者共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住民票異動日 | 年　　月　　日 |

・就業者（該当する欄に○をつけてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申請の区分 |  | マッチングサイト経由 |  | 専門人材 |  | テレワーク |  | 関係人口 |
|  | 就業年月日 | 年　　月　　日 |
|  | 就業先事業者名 |  |
|  | 就業先事業者所在地 | 〒 |

・創業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 創業支援金交付決定日 | 年　　月　　日 |

３　移住支援金対象内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の世帯員の人数（１の申請者は含まない。） | 人 |
|  |  | 上記世帯員のうち１８歳未満の世帯員の人数 | 人 |

４　確認事項（該当する欄に○を付けてください。※）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 交付申請日から５年以上継続して、岡谷市に居住し、かつ、就業・創業する意思について |  | Ａ．意思がある。 |  | Ｂ．意思がない。 |
|  | (就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない。 |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する。 |
|  | （テレワークの場合のみ記載）岡谷市への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である。 |  | Ｂ．所属からの命令である。 |

※上記確認事項の「Ｂ．」に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

５　移住元の住所（「住民票を移す直前の１０年間のうち、通算して５年以上」及び「住民票を移す直前の連続して１年以上」の東京圏※、愛知県又は大阪府に在住していた履歴を記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 期間 | 住所 |
|  | 年　　月　　日～年　　月　　日 | 〒 |
|  | 年　　月　　日～年　　月　　日 | 〒 |
|  | 年　　月　　日～年　　月　　日 | 〒 |

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

６　移住元での就労履歴（「住民票を移す直前の１０年間のうち、通算して５年以上」及び「住民票を移す直前の連続して１年以上※」の東京圏、愛知県又は大阪府で就労していた履歴を記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 期間 | 就労先 | 就労地 |
|  | 年　　月　　日～年　　月　　日 |  | 〒 |
|  | 年　　月　　日～年　　月　　日 |  | 〒 |
|  | 年　　月　　日～年　　月　　日 |  | 〒 |

※連続して１年以上の就労：就労していない期間が３か月以内であれば、連続して就労していたものとみなします。

７　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 就業先部署 |  |
|  | 住所 | 〒 |
|  | 勤務先へ行く頻度 | 　週 ・ 月 ・ 年　　　回程度　／　行くことはない　／　その他（　　　　　） |
|  | 通勤手当の有無 |  | 支給あり |  | 支給なし |  |

※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

※勤務先へ行く頻度が週の半分以上であったり、勤務先から通勤手当の支給がある場合、テレワークと認められず、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

８　（関係人口の場合のみ記載）関係人口の要件（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 岡谷市に通学、通勤又は居住をしたことがある者 |  | 岡谷市にふるさと納税をしたことがある者 |
|  |  | 岡谷市で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者 |  | 岡谷市で地域活動に参画したことがある者 |
|  |  | 長野県又は岡谷市の移住施策に参画したことがある者 |  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

９　交付申請額 金 円

１０　申請者の口座情報（必ず申請者本人名義の口座であること）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 金融機関名 |  | 銀行・信用金庫 |  | 支店 |
|  |  | 農協・信用組合 |
|  |  | 口座種別 | 普通　・　当座 |
|  |  | 口座番号 |  |
|  |  | （フリガナ） |  |
|  |  | 口座名義人 |  |

１１　添付書類

(1)　移住支援金に関する個人情報の取扱い（様式第１号の２）

(2)　移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第１号の３）

(3)　移住後の就業又は創業の状況を確認できる書類

　　 ア　就業（マッチングサイト経由・専門人材）の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第

　　　　 １号の４）

　　 イ　就業（テレワーク）の場合：就業先が交付した就業証明書（様式第１号の５）

　　 ウ　就業（関係人口）の場合：就業先が交付した要件証明書（様式第１号の６）

　　 エ　創業の場合：創業支援金交付決定通知書

(4)　移住元での通算５年以上及び移住直前連続１年間の在住の証明書類

　　 全員共通：戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し等

(5)　２人以上の世帯で移住したことの証明書類（「単身」の区分で申請する場合は不要です）

　　 ア　「世帯」の区分で申請する場合：

　　　　 世帯員について移住元及び移住先において同一世帯であった(る)こと及び世帯員の転入日が

　　　　 確認できる書類

　　 イ　「世帯」の区分で申請し、かつ、申請日の属する年度の４月１日時点で１８歳未満の世帯員

　　　　 を帯同する場合：

　　　　 １８歳未満の帯同者の人数及び年齢（生年月日）が確認できる書類

(6)　 移住元での通算５年以上及び移住直前連続１年間の就労の証明書類

ア　雇用保険の被保険者として雇用されていた場合：

(ｱ) 移住元で就業していた企業等の退職証明書等

(ｲ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）

イ　法人経営者又は個人事業主であった場合：

(ｱ) 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類

(ｲ) 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

ウ　通算５年の就労期間に通学期間を通算する場合：

　卒業証明書その他在学期間や卒業校の所在地を確認できる書類

(7)　「関係人口」の区分で申請する場合

　　 「関係人口」に該当することが客観的に確認できる書類

(8)　 その他市長が必要と認める書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 管理コード（長野県及び岡谷市使用欄） | 　 |

様式第１号の２

移住支援金に関する個人情報の取扱い

　岡谷市が、移住支援金に係る私の個人情報について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び就業先に対して、私の雇用状況等について聞き取りその他の方法により確認すること等、本事業の実施のために必要な調査を行うことに同意します。

また、長野県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、私の個人情報について、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

　　　　　年　　月　　日

　（宛先）岡谷市長　様

申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名

様式第１号の３（第５条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

　移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

　１ 移住支援金の申請日から５年以内に本市での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から５年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けます。

２　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び岡谷市から求められた場合には、これに応じます。

３　地域の自治会組織（行政区）へ加入し、地域とのつながりや地域活動に積極的に関わるよう努めます。

４　岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第８条に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、次に定める金額を返還します。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合

交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(2) 移住支援金の交付申請日から、市外に転出した日、又は移住支援金の要件を満たす職を辞　した日までの期間が３年に満たない場合　交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合　交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(4) 移住支援金の交付申請日から、市外に転出した日、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年以上５年以内である場合　交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

５　移住支援金の申請日から５年を経過する日までの間、申請日から１年ごとに、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を岡谷市に提出することについて同意します。

　　　　　年　　月　　日

　（宛先）岡谷市長　　様

申請者住所

　　　　　署名

様式第１号の４（第５条関係）

（マッチングサイト経由又は専門人材の場合）

就業証明書

年　　月　　日

岡谷市長　　様

所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 | 　 |
| 勤務者住所 | 〒 |
| 勤務先所在地 | 〒 |
| 勤務先電話番号 | 　（　　　　　　　）　　　　　　－　　　　　　　 |
| 就業開始年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用 |
| 応募受付年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 雇用形態 | 週２０時間以上の無期雇用契約 |
| 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | ３親等以内の親族に該当しない。 |
| マッチングサイト求人管理番号 | 　 |
| ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ | 目的達成後に離職することが前提ではない。 |
| □　プロフェッショナル人材事業□　先導的人材マッチング事業 |

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び岡谷市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

様式第１号の５（第５条関係）

（テレワーカーの場合）

就業証明書

年　　月　　日

岡谷市長　　様

所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 | 　 |
| 勤務者住所（移住前） | 〒 |
| 勤務者住所（移住後） | 〒 |
| 勤務先部署の所在地 | 〒 |
| 勤務先電話番号 | 　（　　　　　　　）　　　　　　－　　　　　　　 |
| 移住の意思 | 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない。 |
| 交付金による資金提供 | 勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。 |
| 雇用保険の適用状況 | 雇用保険の被保険者である（資格取得日　　　　年　　月　　日）※あるいは、雇用保険被保険者証の写しを添付 |

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び岡谷市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

様式第１号の６（第５条関係）

（関係人口の場合）

要件証明書

年　　月　　日

岡谷市長　　様

所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 | 　 |
| 勤務者住所 | 〒 |
| 勤務先所在地 | 〒 |
| 勤務先電話番号 | 　（　　　　　　　）　　　　　　－　　　　　　　 |
| 就業開始年月日 | 　　年　　月　　日転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用 |
| 雇用形態 | 週２０時間以上の無期雇用契約 |
| 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | ３親等以内の親族に該当しない。 |
| マッチングサイトの対象企業等の登録要件を満たす企業 | □次に掲げる要件のいずれにも該当する。ア　官公庁等（第三セクターのうち、出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。イ　資本金の額が１０億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね５０億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。ウ　みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金１０億円以上でないものとみなす。　(ｱ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金１０億円以上の法人が所有している資本金１０億円未満の法人　(ｲ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金１０億円以上の法人が所有している資本金１０億円未満の法人　(ｳ) 資本金１０億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている資本金１０億円未満の法人エ　本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。オ　本店所在地が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。カ　雇用保険の適用事業主であること。キ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者でないこと。ク　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。ケ　県税の未納がないこと。 |
| 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業 | □該当する。 |

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び岡谷市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

様式第２号（第６条関係）

岡谷市移住支援金交付決定兼確定通知書

　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　岡谷市長

　　岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第６条第２項に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

移住支援金　　　　　　　　　　円

（備考）

１　岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合　支給した移住支援金の全額に相当する額

(2) 移住支援金の申請日から、岡谷市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合　支給した移住支援金の全額に相当する額

(3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合　支給した移住支援金の全額に相当する額

(4) 移住支援金の申請日から、岡谷市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年以上５年以内である場合　支給した移住支援金の半額に相当する額

２　岡谷市は、移住支援金の交付申請に関する誓約書に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

　３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は、【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は金利引下げの適用を受けられないことがあります。

　　・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　　・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内の取扱金融機関への申込みが必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は特別利率の適用を受けられないことがあります。

　　・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

様式第３号（第６条関係）

岡谷市移住支援金交付申請却下通知書

　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　岡谷市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由